

事務連絡
令和5年10月20日

各〔都道府県
保健所設置市
特別区〕衛生主管部（局）御中

厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策本部

新型コロナウイルス感染症の対応に関する
医療機関向けの啓発資料について

平素より、新型コロナウイルス感染症対策に御尽力、御協力を賜り、誠にありがとうございます。

新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナ」という。）の対応については、「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う医療提供体制及び公費支援の見直し等について」（令和5年3月10日新型コロナウイルス感染症対策本部決定）において、同年5月8日より、新型コロナの感染症法上の位置づけが5類感染症に変更されたことに伴い、これまで新型コロナ診療に対応していなかった医療機関も含めて、幅広い医療機関に新型コロナ診療に当たっていただける環境を整備することが重要であるとの観点から、

- ・「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う啓発資料について」（令和5年4月4日付け事務連絡）
- ・「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う啓発資料について（第二報）」（令和5年4月17日付け事務連絡）
- ・「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う啓発資料について（第三報）」（令和5年5月26日付け事務連絡）

によって、医療機関向けの啓発資料について周知したところですが、今般、「新型コロナウイルス感染症の令和5年10月以降の医療提供体制の移行及び公費支援の具体的内容について」（令和5年9月15日付け事務連絡）等の内容を踏まえ、当該啓発資料の内容について、一部内容の更新（別紙）を行いました。

貴部（局）におかれましては、内容について御了知の上、引き続き幅広い医療機関に新型コロナ診療に当たっていただくため、貴管内の医療機関等の関係者に周知いただきますよう、お願いいたします。

なお、各医会等の関係団体に対しては、弊省から別途周知することとしておりますので、申し添えます。

以上